

千葉市口腔ケア事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、口腔の健康及び口腔機能の保持・増進を図ることを通して、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的に、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市歯科医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する口腔ケア事業について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市に居住する65歳以上の者とする。

(実施方法)

第3条 口腔ケア事業の実施については、市長が契約した乙の推薦する乙会員である歯科医師が（以下「丙」という。）行うものとする。

2 口腔ケア事業の実施期間は当該年度4月1日から3月31日までとする。

3 口腔ケア事業を受けようとする者は、甲から口腔機能評価・指導票を受け取り、丙の定める日時に持参し、口腔機能評価・指導を受けるものとする。

4 口腔機能評価・指導の項目は口腔機能の評価（咀嚼・嚥下・発音）及び保健指導とする。

(1) 口腔機能の評価

①現在歯・喪失歯の状況

②う蝕治療、歯周疾患治療の必要性の判定

③補綴治療（クラウン・ブリッジ・義歯等）の必要性

④口腔内の衛生状態

⑤咀嚼力

⑥嚥下機能

⑦発音機能

(2) 保健指導

①口腔清掃の必要性の説明と動機付け

②必要な場合は、歯科治療の説明（保健診療）

③口腔体操（顔面体操、舌体操、ごっくん体操）による咀嚼機能、嚥下機能、発音機能を高める指導

5 丙は、口腔機能の評価・指導にあたっては、「口腔機能評価の手引き」（千葉市歯科医師会地域歯科保健委員会）を参照し、評価・指導をする。

(結果の記載及び事後)

第4条 丙は、口腔機能評価・指導の結果を口腔機能評価・指導票に記載するものとする。

(利用料金)

第5条 丙が行う口腔機能評価・指導評価の利用料金は無料とする。

(結果報告)

第6条 乙は、「口腔ケア事業料金請求書」に口腔機能評価・指導票（請求用）を添付し、毎月末日締切りとして、翌月10日までに甲に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙から「口腔ケア事業料金請求書」により請求を受けた場合、丙に対し契約に基づく委託料を口腔機能評価・指導内容及び結果を確認し、請求日から30日以内に当該丙の銀行口座に振り込むものとする。

2 この場合において、乙は、甲に対して丙及び丙に係る歯科医療機関の銀行口座を事前に通知しなければならない。

(規定外事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、口腔ケア事業の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行するものとする。

この要領は、平成29年4月1日から施行するものとする。